

村山市農業委員会総会会議録（第6回）

1. 期日 令和7年6月13日（金） 午後6時00分～

2. 会場 第1会議室（市役所2階）

3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

（1）農業委員の出席者名簿（16名）

1 番	石川 賢也	10 番	板垣 厚志
2 番	結城 正志	11 番	海老名正度
3 番	阿部 憲一	12 番	奥山 金弥
—	—	13 番	高谷 太
5 番	門脇 忠教	14 番	高橋 昭
6 番	下山 勝宏	15 番	齋藤 伊美子
7 番	川田 雅紀	16 番	石山 公己
8 番	原田 浩明	17 番	笹原 泉
—	—	18 番	青柳 篤

（2）農業委員の欠席者名簿（2名）

4 番	佐藤 善洋	—	—
9 番	太田 一男	—	—

（3）農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0名）

楯 岡	—	大 倉	—
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	—

4. 会議日程及び会議に付した案件

議第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（許可処分）

議第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（許可処分）

5. 報 告

報第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第17号 農地転用制限例外の確認について

報第18号 非農地証明願について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長 中里 恭一

局長補佐兼事業推進係長 高宮 和弘

農地農政係長 猪藤 潤

7. 会議の書記

農地農政係長

猪藤 潤

会 議

(1) 開会 午後 5 時 55 分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

ようやく気温が暑くなってきました。サクランボの収穫が始まっている人もいるのではないのでしょうか。今年のサクランボの作柄はあまり良くないようですが、今後ますます気温が上昇し、30 度を超える日が出てくるとのことですので、収穫には十分気を付けて取り組んでいただきたいと思います。

それでは、第 6 回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

11 番 海老名 正度 委員、12 番 奥山 金弥 委員

それでは、議事に入ります。

(4) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第 27 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

今月の 3 条の許可申請は 44 番から 52 番までの 9 件で、所有権の移転が 2 件、賃貸借権の設定が 4 件、使用貸借権の設定が 3 件です。地目・面積は田が 9,575 m²、畑が 12,641 m²で、合計は 22,216 m²です。議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第 3 条第 2 項の調査書に基づき、申請番号 44 番から 52 番までの 9 件の案件について、申請土地に係る所有権の移転を詳細に説明した。なお、現地調査(6 月 2 日)を行った結果、農地法第 3 条第 2 項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、議事案件の中に委員案件が 1 件あります。はじめに、委員案件 51 番を除いた 44 番から 50 番までの 7 件と 52 番の 1 件、計 8 件について審議します。ご意見ご質

間のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、委員案件を除く 44 番から 50 番までの 7 件、52 番の 1 件、計 8 件について原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

異議なしと認め、議第 27 号の 44 番から 50 番までの 7 件、52 番の 1 件、計 8 件は原案のとおり可決決定しました。

続いて 51 番の委員案件 1 件について審議します。10 番委員はご退席願います。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、51 番の委員案件 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 51 号は、原案のとおり可決決定されました。10 番委員はご着席ください。

続きまして、議第 28 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について(意見聴取)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

今月の農地法第 4 条の許可申請は 1 番の 1 件で、地目、面積は樹園地、443 m²です。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号 1 番は、申請人が「一般住宅」を建築するため、農地転用をするものです。

農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域「第 2 種中高層住居専用地域」が定められていることから「第 3 種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の住宅ローン仮審査結果通知、定期預金証書の写し、預金通帳の写しで確認しております。

この案件について、6月2日に申請者立ち合いのもとで現地調査を行った結果、排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、申請番号1番の1件について原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第28号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第29号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明を行った。

この案件は、6月2日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、申請番号1番の1件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 29 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 30 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(意見聴取)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

今月の農地法第 5 条の許可申請は、26 番から 29 番までの 4 件です。地目、面積は田が 5,093 m²、畑が 1,450 m²です。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号 26 番は、譲受人が「駐車場(4 台分)、雪置場」を設置するため、所有権を移転するものです。譲受人の自宅の駐車スペースが狭いことから、新たに駐車場を設置します。あわせて、冬期間、不足する雪置場の設置も行います。農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域「第 1 種中高層住居専用地域」が定められていることから「第 3 種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。一般基準の資力につきましては、金融機関の預金通帳の写しで確認しております。

申請番号 27 番、28 番は、譲受人が「宅地造成」するため、所有権を移転するものです。

事業面積は、5,093 m²。18 区画の宅地を造成し販売する計画で、譲受人は宅地取引に係る宅地建物取引業者の免許を所有しております。農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途区域「第 1 種中高層住居専用地域」が定められていることから「第 3 種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。一般基準の資力につきましては、金融機関の通帳の写しで確認しております。また、宅地造成ではありますが、都市計画区域用途区域内であることから事業後の建築物の立地が確実と認められるため、許可条件を満たしております。

申請番号 29 番は、譲受人が「駐車場(10 台分)、雪置場」を設置するため、所有権を移転するものです。譲受人の経営しているそば店の駐車場が不足していることから、隣接する申請地に増設する計画です。あわせて、冬期間、不足する雪置場の設置も行います。農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域「第 1 種住居地域」が定められていることから「第 3 種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。一般基準の資力につきましては、金融機関の預金通帳の写しで確認しております。

この案件について、6 月 2 日に申請者立ち合いのもとで現地調査を行った結果、排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、議第 30 号について原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 30 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 31 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、説明を行った。

この案件は、6 月 2 日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、26 番から 29 番までの 4 件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 31 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、5 の報告に入ります。

(5) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第 16 号から報第 18 号まで、事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

報告事項、報第 16 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、報第 17 号「農地転用制限の例外の確認について」、報第 18 号「非農地証明願について」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

報第 16 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」の合意解約は、申請番号 140 番と 141 番の 2 件です。地目と面積は田と畑を合計し 1,042 m²です。解約理由は貸し人の都合によるものです。集積の助成金の返還ありません。離農補償は 140 番が 171,600 円、171 番はありません。

続いて、報第 17 号「農地転用制限の例外の確認について」です。2 番の案件 1 件で、地目、面積は畑で 1,024 m²の内 9.99 m²です。申請人が農作業小屋を設置するため農地を転用するものです。農地区分は第 2 種農地に該当します。住宅その他申請地周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置する場合に該当しており、例外的に許可ができる案件として、立地基準を満たしております。一般基準の資力につきましては、金融機関の預金通帳の写しで確認いたしました。

続いて、「非農地証明願について」です。5 番の 1 件で、地目、面積は畑、44 m²です。

申請内容は、住宅への道路として 20 年以上前から使用し農地性が失われております。6 月 2 日の現地調査で申請人立会のもと確認いたしました。

以上、報第 16 号から報第 18 号まで、報告いたします。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

以上をもちまして、議事の議案第 27 号から第 31 号までの 5 件、報告の報第 16 号から第 18 号までの 3 件について、終了します。

終了 午後 6 時 25 分